

入札公告（修正）

条件付一般競争入札を次のとおり実施する。

令和4年5月9日

宮崎県知事 河野 俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託件名 宮崎県庁舎本館他警備業務等委託
- (2) 委託内容 本庁舎域の警備業務、守衛業務及び駐車場管理業務
- (3) 委託場所 宮崎県庁本館他
宮崎市橘通東2丁目10番1号他
- (4) 委託期間 令和4年6月1日から令和5年7月31日まで
- (5) 最低制限価格
最低制限価格を設けるものとし、最低制限価格に満たない入札については、これを無効とする。
- (6) 入札方法
ア (1)の委託件名について入札を実施する。落札決定にあたっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。
ウ 入札の回数は、2回を限度とする。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約とする。
- (2) 県は、上記1の(4)の委託期間内において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除できるものとする。
ア 本件契約の相手方が契約期間中に委託業務を継続する見込みがないと認められるとき。
イ 本件契約の相手方の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
ウ 本件契約の相手方が次のいずれかに該当するとき。
(ア) 役員等（本件契約の相手方が個人である場合にはその者を、本件契約の相手方が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時警備業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
(イ) 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。
(エ) 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(ア)から(ウ)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
(オ) 本件契約の相手方が、(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(エ)に該当する場合を除く。）に、県が本件契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、本件契約の相手方がこれに従わなかったとき。
エ アからウまでに掲げる場合のほか、本件契約の相手方がこの契約に違反したとき。
オ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (3) 県は、(2)の規定による契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（昭和54年1月12日告示第41号。以下「要綱」という。）第2条第1項に規定する競争入札参加資

格者名簿（以下「名簿」という。）に登録された者であること。

- (3) 名簿において等級Aに格付けされている者であること。
- (4) 県内に本店を有する者であること。
- (5) 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、地方法人特別税及びこれらに付帯する徴収金に未納がないことを確認できる者であること。
- (6) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 令和3年度において当該入札に係る物件を受託し、誠実に業務を履行している者。
 - イ 平成31年4月1日から令和4年度の入札参加資格確認申請の日の前日までの間に、宮崎県内に所在する建物（施設）において、種類及び規模をほぼ同じくする一契約（6箇月以上継続したもの）に基づく業務を1回以上誠実に履行した実績を有する者。
- (7) 公告日から入札日までのいずれの日においても、要綱第9条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (8) 警備業法（昭和47年法律第117号）第5条の規定による宮崎県公安委員会の認定を受け、又は同法第9条若しくは第40条の規定による宮崎県公安委員会へ届出を行った者であること。
- (9) 宮崎県庁舎守衛業務及び警備業務に係る警備員として、正規に雇用した社員であって、施設警備2級以上の検定資格を有する者（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の施設警備業務に係る一級検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。以下同じ。）又は施設警備3年以上の実務経験者（警備業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、建築物で通算3年以上の実務経験を有する者をいう。以下同じ。）を3名以上配置できる者であること。
- (10) 宮崎県庁舎守衛業務及び警備業務に係る主任警備員として、正規に雇用した社員であって、施設警備2級以上の検定資格を有する者又は施設警備3年以上の実務経験を常時1名以上配置できるものであること。
- (11) 警備業法第22条の規定による警備員指導教育責任者を警備員の指導者として選定できる者であること。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号
郵便番号880-8501 電話番号0985-26-7290
- (2) 期間 令和4年4月8日から令和4年5月12日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

5 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当
- (2) 期間 令和4年4月8日から令和4年4月20日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

6 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出

- (1) 場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当
- (2) 期間 令和4年4月8日から令和4年4月20日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (3) 方法 持参又は郵送（郵送にあつては書留郵便に限る。）

7 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果は、令和4年4月26日までに通知する。

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当
- (2) 提出期限 令和4年5月19日 午後5時
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送にあつては書留郵便に限る。）
- (4) その他 入札書には、前項に定める入札参加資格確認結果の写しを添付するものとする。

9 開札場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁附属棟1階101会議室 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 日時 令和4年5月20日 午後1時30分

10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の

規定による。

11 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 宮崎県財務規則第125条に規定する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 入札参加資格のあることを確認された者のうち、入札時点において指名停止を受けている者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札

12 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲以内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

13 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号
郵便番号880-8501 電話番号0985-26-7290

14 その他

この条件付一般競争入札に関する詳細は、入札説明書による。